

「令和6年度 建設業関係説明会」質問に対する回答について

1. 低入札価格調査制度の改正について

(質問・意見)

改正後の応札者5者以上の標準偏差(0.5 σ)は、標準偏差に0.5を乗じた金額という認識で良いか。

また、計算後の端数処理について知りたい。

(回答)

ご認識のとおり、0.5 σ は標準偏差(σ)に0.5を乗じたものです。

端数処理の方法は非公表としております。

2. 測量・建設コンサルタント等業務における管理技術者の配置条件の改正について

(質問・意見)

管理技術者の配置条件で改正後は「1名配置(適用分野の実施に必要な条件を満たす者)」となっておりますが、管理技術者の専任及び兼務制限については、当初契約時点での主たる業務の業務分野別金額で兼務制限を考えるのか。または、全体の契約金額で兼務制限を考えるのか。

(回答)

改正後に指名し契約した業務については、全体の契約金額により管理技術者の兼務制限の有無等を判断します。

(質問・意見)

照査技術者の配置要件(業務分野ごとの複数配置、総合評価落札方式の企業の品質確保体制による複数配置など)は改正なしか。

(回答)

照査技術者においても、配置要件は「1名配置(適用分野の実施に必要な条件を満たす者)」としております(総合評価落札方式の企業の品質確保体制による複数配置については変更がありません)。

3. 測量・建設コンサルタント等業務に係る総合評価落札方式の改正(配置予定管理技術者の能力「CIMモデル業務の実績」の追加)について

(質問・意見)

過去2年間の管理技術者としての実績はどのように証明すればよいか。企業の実績を証明する場合と同様に考えてよいか。

(回答)

実績の確認資料として、

- ・ 検査結果通知書の写し
- ・ 検査結果通知書に実績の記載が無い場合は実績が確認できる資料(各々の発注機関が定める要領に基づき提出した実施報告書)を添付してください。

なお、評価対象の業務が「(様式第2号)企業の能力-生産性向上の取組」における業務と同一である場合は、資料の添付は不要です。

また、管理技術者として履行期間の全期間に従事していることがテクリスで確認できる業務が評価の対象となります。

(質問・意見)

管理技術者として CIM モデル業務に実施している場合とは、実施した CIM モデル業務が複合業務の場合で、管理技術者を複数配置している場合、配置した全ての管理技術者に実績があると考えてよいか。

(回答)

令和 6 年 5 月 31 日以前に指名された複数の業務分野にまたがる内容の業務（複合業務）について、添付資料等により CIM モデル業務の実績が確認できる場合は、配置した全ての管理技術者に実績があるものとして評価します。

4. 主任技術者等の配置条件について

(質問・意見)

入札公告では、入札参加資格の技術要件(6)(7)の(注)3 において、「特定建設工事共同企業体又は経常建設共同企業体の構成員としての実績等である場合は、出資比率 20%以上のものに限る。」と記載があるが、官公庁では、乙型 JV（異工種 JV）が採用されている工事も増えているため、乙型 JV（異工種 JV）については、国土交通省などでも採用されているように出資比率に関らず分担工事の実績でも可となるようお願いしたい。

(回答)

広島県においては乙型 JV（異工種 JV）を採用していないことから、入札参加資格の技術要件における工事実績の対象としておりません。

今後については、他県等の動向も踏まえ検討してまいります。

5. 令和 7・8 年度の建設工事等の入札参加資格認定に係る主観的事項について

(質問・意見)

新設される CCUS の活用状況で登録技能労働者割合により加点とあるが、その点数の配点方法を知りたい。

(回答)

配点については改めて公表しますが、下記のとおり加点する予定です。

登録技能労働者の割合：	10～49%	1 点
	50～74%	3 点
	75%以上	5 点

(質問・意見)

経審の場合は、技能者名簿を提出する際、管理のみに従事した者は除外されているが、入札参加資格認定（における CCUS の活用状況）においては、管理のみに従事した者は含まれるのか。

(回答)

CCUS に登録されている技能者情報をもとに評価し、その他の確認書類を求める予定はありません。

6 「特例監理技術者の配置条件の明確化（令和6年6月1日以降に指名・公告等）」について
（質問・意見）

兼務可能な現場はいずれも公共工事に限るのか、民間工事との兼務も可能か。

（回答）

特例監理技術者の兼務が可能な工事の対象について、発注元による制限を設けておらず、民間工事であっても兼務は可能です。

（質問・意見）

「イ 配置条件」において、配置可能工事について、資格要件確認時（事前確認）とされているが、既に受注し、進行している県発注工事について、配置要件を満たしたうえで、監理技術者から特例監理技術者へ変更することは可能か。

（回答）

既に受注し、進行している工事が対象工事であり、配置条件等を満たす場合においては、配置した監理技術者を特例監理技術者へ変更することが可能です。

（質問・意見）

入札時の取扱いについて、入札参加資格要件における技術者の実績については、特例監理技術者として従事した工事経験のみか、監理技術者補佐として従事した工事経験も含むのか。

（回答）

入札参加資格要件における配置予定技術者の経験には、監理技術者補佐として従事した工事の経験も有効な経験として取扱います。